

(表)

SAMPLE



□ □ □ □ □ □ □ □

保険証記号番号(世帯) 島3 123456

令和 年 月 日

あなたのご家庭で国民健康保険証により診療を受けられた医療費は次のとおりです。
主に から に受診したものになりますが、医療機関等からの請求遅れによりそれ以前のものが掲載されたり、請求内容の不備により一度医療機関等へ差し戻し、再請求されたことにより再度掲載されることがあります。
このお知らせにより、医療費の把握や身に覚えのない受診が記載されていないか等の確認をしてください。

(世帯主住所)

(世帯主氏名) 様

医療費のお知らせ

*請求書ではありません。
*大切に保管ください。

親展

郡山市 国民健康保険課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 (024) 924-2582

ご案内は内側にあります。

受診者名	受診年月		区分	日数	総医療費 (窓口負担+郡山市国保負担)	自己負担相当額	医療機関の名称
	年	月					
郡山 がくと	5	1	通院	2	5,000	1,500	郡山医院
郡山 がくと	5	1	薬局	1	2,600	780	あさか薬局
郡山 がくと	5	1	歯科	5	10,700	3,210	うねめデンタルクリニック
郡山 おんぶ	5	2	通院	4	6,200	1,860	とらまるクリニック
郡山 おんぶ	5	2	入院	10	55,200	16,560	ぬのびき総合病院
合計	5 件				79,700円	23,910円	

ご注意ください! ※被災による自己負担額免除の場合も「自己負担相当額」には総医療費から計算された金額が記載されています。

- 「自己負担相当額」には、総医療費から計算された金額が記載されていますので、高額療養費の給付を受けた場合など「自己負担相当額」と実際にご自身が負担された額が異なることがあります。
- 柔道整復師施術は、接骨院などの名称、施術者の氏名、施術者が所属する協会の名称を記載しています。
- 令和5年度の医療費のお知らせの発送スケジュールについては、裏面をご覧ください。

◇このお知らせに関するお問合せ先 郡山市 国民健康保険課 医療事業係 924-2582
(※高額療養費に関するお問合せ先 給付係 924-2141)

(裏)

SAMPLE

この通知書の目的

このお知らせは、ご自身の医療機関の通院状況と医療費の把握及び医療機関からの身に覚えのない請求がないかの確認をしていただくために、以下のスケジュールに沿って、2か月に1回世帯主宛てに送付しております。

令和5年度スケジュール

回数	発送予定月	主な受診月
1回目	令和5年5月下旬	令和5年1月
		令和5年2月
2回目	令和5年7月下旬	令和5年3月
		令和5年4月
3回目	令和5年9月下旬	令和5年5月
		令和5年6月
4回目	令和5年11月下旬	令和5年7月
		令和5年8月
5回目	令和6年1月下旬	令和5年9月
		令和5年10月
6回目	令和6年3月下旬	令和5年11月
		令和5年12月

◇確定申告の時期(令和6年1月)に送付できるのは、令和5年10月診療分までです。
令和5年11月～12月診療分については、医療機関からの領収証等で対応いただくようになりますので、無くさずに保管してください。
◇郵便事情により、お手元に届くまで7日～10日程度かかる場合がありますのでご了承ください。

この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。

この通知書は確定申告に活用できます

◇医療費控除の対象となる支出で、医療費のお知らせに記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告に添付していただく必要があります。(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります)
◇「自己負担相当額」には、総医療費から計算された自己負担相当額が記載されていますので、「自己負担相当額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体を実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。
こうした場合には、例えば「自己負担相当額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引くなど、ご自身で訂正して申告していただく必要があります。
◇医療費控除の申告に関することは、郡山税務署(932-2041)へお問合せください。

診療報酬明細書(レセプト)の取扱いについて

◇保険医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)等は、郡山市国民健康保険課において厳正に管理し、加入されている市民の健康保持・増進などの目的の範囲内において活用させていただきます。

【利用目的】

- ・医療機関等への医療費の支払い
- ・加入者の申請による高額療養費などの支払い
- ・医療費分析及び疾病分析
- ・医療費のお知らせ
- ・ジェネリック医薬品のお知らせ
- ・加入者の健康保持増進のための保健事業
(郡山市国民健康保険条例等で規定する保健事業等)
- ・データヘルス計画策定・実施
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償

この通知書に関するよくある質問

- Q1.この通知書に記載されている自己負担相当額と医療機関からの領収書の金額が一致しない。なぜか。
A1.医療機関から発行される領収書は、10円未満を四捨五入しているため、この通知書の金額と完全に一致しない場合があります。
※確定申告には、そのままお使いいただけます。
- Q2.確定申告にこの通知書を使用したいが11月・12月診療分はいつ届くのか。
A2.医療機関受診データの関係上、11月・12月診療分については、3月下旬の送付になります。
※詳細は、左記「令和5年度スケジュール」をご確認ください。
- Q3.自身の医療費通知は届いたが、母の医療費通知が届かない。(記載されていない。)なぜか。
A3.75歳以上(一部65歳以上)の後期高齢者や職場の健康保険等に加入している方の分については、直接保険者へお問い合わせ願います。